

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和元年5月30日（木曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前11時36分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長 江西 照 康

副座長 松井 邦 人

委 員 久保 大 憲

// 泉 英 之

// 上野 蛭

// 木下 章 広

// 押田 大 祐

// 高田 真 里

// 高道 秋 彦

// 大島 満

// 松尾 茂

// 尾上 一 彦

// 村石 篤

// 赤星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主査	酒井 優

6 協議結果について

1 電子表決システムの導入について

(提案の趣旨：本会議での議案等に対する各議員の賛否が市民にリアルタイムで分かるようにする)

議会のICT化は将来的には必要であるが、予算との兼ね合いもあることから、議場の改修のタイミングやタブレット等、他のシステムの導入検討の際に改めて議論するものとし、電子表決システム単独での導入についてはこれ以上協議を進めない。

2 本会議でのプロジェクターの導入について

(提案の趣旨：情報の「見える化」や市民が見やすい環境をつくる。)

意見の一致は見られなかった。(まずは言葉で意見を伝えることが必要であり、プロジェクター等の導入の可否は議会のICT化の中で総合的・包括的に判断すべきという意見が大勢を占めた。一方で、予算を抑えながらも導入を検討できないかという少数意見があった。)

3 議場への大型モニターを設置について

提案者が「2 本会議でのプロジェクターの導入について」と合わせて協議することを希望されたもの。

4 親子傍聴室の設置について

(提案の趣旨：小さい子ども連れの傍聴者が、子どもを気にせず議会の傍聴ができるような環境をつくる。)

意見の一致は見られなかった。(既にインターネットやケーブルテレビで議会中継を行っており、また議会棟8階の展望ロビーにも大型モニターを設置していることなどから、現時点では親子傍聴室の必要性は低いという意見が大勢を占めた。一方で、自身が考えるユニバーサルデザインのレベルに至っていないために設置すべきという少数意見もあった。)

5 本会議におけるパネル等の使用について

(提案の趣旨：当局や市民、他の議員に質問内容を分かりやすく伝える。)

まずは言葉で意見を伝えることが必要であり、その上で、会議規則では議長の許可を得れば議場で資料等を配布することを認めているため、その手法を活用して資料等の効果や有効性を判断することとし、パネルの使用については今後の状況を見守ることで一致した。

6 夜間・土日議会の開催について

(提案の趣旨：仕事や学業などで平日に開催する議会を見ることができない方に、見やすい環境をつくる。)

現状どおりとする。(既にインターネットやケーブルテレビで議会中継を行っており、開催する必要性は低い。将来的に機運が高まれば協議してほしいという意見もあった。)

7 議長・副議長の選挙、立候補者の所信表明演説の実施について

(提案の趣旨：選挙の前に、どのような議会を目指すのかについて所信を表明する機会を設けるべきである。)

意見の一致は見られなかった。(議長・副議長は所信表明ではなく議員としての言動などを総合的に判断して選ばれている、所信表明がパフォーマンスの場になりかねないという意見があった。一方で、選挙前に議長・副議長を志す議員が所信表明することは有効である、公開の場で記録に残る方法で所信表明を行うことが大切であるという意見もあった。議論が平行線をたどったことから、正副座長以外の委員に意向を確認したところ、賛成が5人、現状どおりが7人という結果であった。)

7 会議の概要

座長 ただいまから議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（6名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 まず、調査会記録の署名委員に、上野委員、木下委員を指名いたします。

協議に入ります前に、令和元年度最初の議会改革検討調査会であり、新しく委員になられた方もおられることから、本調査会について改めて確認をさせていただきます。

本調査会は、議長からの諮問を受けて、議会改革、議会活性化等について協議を行うことを目的としており、各会派からいただいた検討項目について順次協議しております。

協議した結果については、特に採決をとることはせず、本調査会の総意や一定の方向性を議長に答申し、その後、案件の性質、内容によって、各派代表者会議または議会運営委員会に回付され、そこで最終決定をいただいております。

その上で、本年2月に開催した本調査会にお

いて、現行の体制を維持するとともに、1つに、「賛否が分かれる項目については、意見などありのままを議長へ報告し、各派代表者会議または議会運営委員会で最終決定することを調査会で再度確認した上で、方針を決定していくこと」、2つに、「一度協議が行われ、各派代表者会議または議会運営委員会で最終決定された項目については、その後の状況に大きな変化がない限り、同一任期中には再度、協議の場には上げないこととする」、以上2点について改善することを確認しております。

また、今年度の本調査会では、未協議等の項目（別紙1）をまず優先的に協議していくこととなりますので、御承知おきください。

なお、参考までに、昨年度までに協議した項目についても一覧表を配付させていただきました。

それでは、本日の協議事項に入ります。

協議事項については、お手元に配付のとおりではありますが、これは全て、今任期の議会改革検討調査会が始まる際に出していただいた内容になっております。それから2年間、現行体制で議会運営をなされていることから、それを踏まえた上で、その2年前の提案会派の方から、この内容については協議を特段必

要としない、もしくは別の協議と一緒にしてほしいという申し出が一部入っております。例えば協議事項3番の議場への大型モニターの設置について、これは共産党のほうから協議の内容として提案されたものですが、この件については、協議事項2番の本会議でのプロジェクターの導入についてと一緒に協議してほしいというふうに提案されております。

協議事項5番の本会議におけるパネル等の使用についても同様で、協議の内容によるかと思いますが、趣旨としては、この2番目の本会議でのプロジェクターの導入について目指すものとしての協議であるというふうに事前にお聞きしておりますので、それを踏まえての進行をさせていただきたいと思っております。

それ以外にも、きょうの発言の中で、最初に提案会派の方から提案の理由をお聞きしたいと思っておりますが、既に自分の出した提案について、不要であれば不要である旨をお話させていただきたいと思っております。その場合、ほかの協議事項とあわせて協議をさせていただきたいというふうに思います。

それでは最初に、協議事項1番目の電子表決システムの導入についてであります。

これにつきましては、社会民主党議員会から

提案理由の説明をお願いいたします。

村石委員 電子表決システムの導入について、最終的に本会議で議案や意見書等の賛否が行われるわけですが、リアルタイムで市民にわかりやすいようなシステムにしたほうがよいという考えです。

具体的には、各議員が賛成、反対のボタンを押して、その押されたボタンが例えば大型モニターに映し出されるということで、どの議員が賛成したか、反対したかを市民がリアルタイムでわかるようにしていただきたいと思っています。

座長 次に、日本共産党から提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員 現在は、議場における賛否については、起立採決のときに、事務局職員の方が前のほうから観察することによって、どの議員が賛成したか、反対したかを確認していただいておりますが、議員が起立をしている時間も短くて、市民の方にとって本当にわかりにくいと思います。

議場での態度表明というのは、それぞれの議員にとって非常に責任の重い議決であります

ので、今、社民党さんがおっしゃったように、リアルタイムで、誰にでもわかりやすいように、そういうものを導入したらどうかと思います。

これは、協議事項2番目の本会議でのプロジェクターの導入についてとセットで考えたらどうかと思います。

座長

ありがとうございました。

セットでという意見もあったのですが、プロジェクターについては会派光から提案理由の説明を受けておりませんので、この決裁システムについてだけちょっと議論させていただきたいと思います。

今、提案理由の説明はお聞きのとおりであります。皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

会派ごとに聞いていってもいいのですが、今年度は極カスピードを上げて協議したいと思っておりますので、まず意見のある方は挙手いただければと思います。

泉委員

まず、1番目の審議に入る前に、今、提案者側の2人から説明をお聞きしましたが、要は本調査会の運営を早めるためにも、まずは1番目に導入の目的、2番目に予想されるメリ

ット、デメリット、3番目に概算費用とその費用対効果に関して一どこかの議会でやっているという話があったはずですから、そういったものを調べた上で、我々に事前配付していただかないと。この場で即決というわけにはいきませんので、次回からそのようにやっていただければありがたいなということを、まずお願いしておきます。

それで、1番目の話なのですが、私からすれば、まだ議員になって2年しかたっていませんので、採決するとき、見られる側よりも、むしろ僕らのほうが、どっちに立てばいいのだろうとかなり緊張した上で起立採決をやっていきます。

ボタンの押し間違い—2回ボタンを押したら無効になったというような事例もあると聞いていますし、我々の立場で言えば、採決する側としてかなり不安なところがあるので、私はこのシステムの導入には賛成できません。

座長 デメリットもあるというふうな意見ですね。ほかに、御意見はありませんか。

押田委員 基本的には、今、泉委員がおっしゃったことに重なる部分が多いのですけれども、やはり概算の費用というものがどれほどかかるのか、

また、他の都市が一体どのようなタイミングで導入されているのか、例えば庁舎を直したタイミングであるとか、議場を直したタイミングで導入したとか、そういった導入の背景なども調べた上で議論をしたほうが確かな議論になるのではないかなというふうに思います。

確かに、リアルタイムということもありますけれども、費用のことも考えますと、泉委員の言われた概算の金額であったり、導入の経緯であったり、そういったものを1つ開示していただいてから議論すればいいのかなと思います。

座長

今、多額な費用がかかるのではないかという想像のもとに意見がありましたけれども、提案会派は2人とも、費用はかかってもやる価値はあるというふうなことで、まだ協議を進めたいというふうにお考えですか。

赤星委員

一昨年になりますか、大津市議会へ会派で視察に行ってまいりました。大津市議会では、きょうのこの協議事項1番、2番、3番を全部導入しているわけですがけれども、議会のICT化ということで、1期目、2期目に分けて、電子表決システム、プロジェクターと大

型スクリーン、大型モニターの3つを合わせまして、1期目が2,650万円、2期目が930万円という予算だったとお聞きしております。

富山市議会は、今後、タブレット型端末の導入が合意されているわけですので、それを活用していく上でも、市民の皆さんにとってわかりやすい議会にするために活用するには、やっぱり映し出すものが必要だと思います。いろいろなところに幾らかかっているのか、もっと調査をする必要がありますけれども、大津市議会ではそうだということをお聞きしております。

座長 ありがとうございます。

村石委員は、御意見などありますか。

村石委員 費用がどのくらいかかるのかという今ほどの御意見について、それはやはり調査をして出すようにしたいと思います。

私も視察に行った議会では、やはり導入しているところがありましたので、そこに聞いたりして調査していきたいと思います。

座長 費用についての提案がないので、費用に見合うかどうか踏まえた上での導入かどうかと

ということについては、村石委員は今、回答はされないということですね。

村石委員 はい。

久保委員 今ほど赤星委員のほうからあったように、ICT化で電子表決システム以外も含めてということだと思うのですけれども、2年間で3,500万円近くの投資をすると。今、議会としては、インターネット中継もしておりますし、ケーブルテレビでも放映をしていると。そういった中で、見える化を順次進めてきていると思います。単純に考えて、将来的に、例えばボタンを設置するようなタッチパネルをつけるとか、そういったインフラ工事みたいなものを考えれば、相当な金額がかかるのではないかなと思います。ただ、将来、タブレット端末の持込みが議会の中でできるようになって、快適なシステムでもしもできるようになるというのであれば、こういうものは議論してもいいのかなと思いますが、私は議員として、あったらいいなというものを市民の方からたくさん提案されるのですけれども、議会のことだけは、あったらいいなを通して、市民の皆さんにはなかなかそれが今かなえられないという状況を踏ま

えますと、もしも予算が3,500万円程度ということを考えれば、今現状でこれをどうにかするという事は私としては承服しかねるというふうに思います。

座長

総合的な予算が厳しいと。ましてや、改修のときに同時に考えればいいことではないかというふうな意見ですね。

今、富山市議会で改修の予定はないというのは皆さんも御存じのとおりだと思います。なおかつ、予算がタイトかどうかというのは、それはそれぞれの議員の考え方によるところだと思いますけれども、ほかの市民向けの予算が大変厳しい中で、議会向けのこの決裁システムについて、今は諮るべきでないというふうな意見ですけれども、赤星委員はどのようにお考えですか。

赤星委員

今すぐに導入すべき時期なのかどうかという問題はあると思います。ただ、タブレット端末を導入しようという方向になっているので、それが誰のために導入するのかという問題があると思うのですね。議員が、資料が多くて紙が多くて大変だということで紙を減らすためだけなのか、それとも本当に誰が見てもわかりやすい議会のために活用していくのか、

そういう方向で、やっぱりセットで議論していかなければいけないのではないかなと思うのです。

きょう一個ずつ項目が上がってきて、おや、大分前に提案したのだけれどもなと思ったのですけれども、なぜ今これを、一つずつやるのかなというふうに思っているのですが、何のために富山市議会が改革を目指すのかというところがいまひとつわからないですね。はっきりしていないと思います。

座長

まず、なぜ一つずつやっているかということ、先ほど説明しましたように、赤星委員のほうから、ほかの協議とまぜてほしいという意見があって、最初に、皆さんに、ほかに同様の意見はないかと確認したところ、なかったものですから。できれば一緒に協議をしたいと思ったのですけれども、そのような申し出がほかの案件についてはなかったので、今、協議項目の3番を除いて一つずつ協議をしております。

それともう1点、ちょっと確認をしたいのですが、タブレット端末は導入の方向で決まっているということではないというふうに一導入したいと思っている議員の方は多いかなということとは私も感じていますが、それ

はそういう事実ではないというふうに思うので、その点だけちょっとまた確認をしたいと思います。

押田委員

その上で、今、座長が言われたとおり、タブレット端末の導入はまだ正式に決定したわけではないのですけれども、発言の中で、タブレット端末の導入はコストダウンが目的で議論したのではないかなというふうに実際には認識しております。

ペーパーレスにするということと、あとは事務局及び当局の、程度といいますか作業時間をいかに減らすかという形で導入を検討していたような思いがありますので、あくまでも、今、赤星委員が言われたのは、そのタブレットの有効性をうまく使うという判断でよろしいでしょうか。

赤星委員

タブレット端末を導入することでペーパーレスとかコスト削減とおっしゃいましたが、どの部分がどう削減できるのか、それもあるとは思うのですけれども、それだけでいいのかという問題だと思うのですね。タブレット端末を誰のために導入するのか。各議員が手元に持っていれば、質問する議員がグラフとか図表とかあらかじめ作成しておいて、それを

使いながら質問すると。大型スクリーンがあれば傍聴者にも見えるし、議員全員が手元でも見られますし、当局の方にも資料を見ながら質問を聞いていただける、そういうふうにもう既にやっているところはありますし、さっき言いました大津市議会なんかは既にそうしておられました。

ですから、これを考えるときに、やっぱりセットで考えるというふうになってくるのかなと思って、私はそういうふうに提案しています。

座長

タブレット端末については全く別の協議事項になりますので、ここではタブレット端末についてはこれ以上協議をする必要はないと思います。

大島委員

別紙1の下の協議済みの15番、タブレット端末の導入についてですけれども「将来的に導入していくべきであるという方向性の一致をみた」というふうに入っていますので、ある意味それを前提にして発言もお許しいただけるのではないかなと思ひまして、それを踏まえてひとつ発言させていただいてよろしいでしょうか。

座長 大島委員に申し上げます。このとおりです。このとおりであって、これ以上のことではないので、先ほどの発言は、これは導入が決まったというふうな根拠のもとに言われているので、そうではないと。この程度と言うと変ですけれども、このような内容で決まっておりますということの確認です。

大島委員 はい。それで、発言をお許しいただいてよろしいですか。

座長 はい。

大島委員 まず座長、先ほどから表決のことを全て決裁とおっしゃって、間違っていますので、表決に訂正していただいて……

座長 はい、失礼しました。

大島委員 まず、ボタンを押すため配線をするということになりますと、お金がかかるでしょうから、将来的にもしタブレット端末を導入されたら、賛成か反対かということタッチパネルですべてできますので、それが逆に今投資したことが全て無駄になるので、タブレット端末を前

提としてのそういうお話をまずされたらどうかと思います。

また、モニターとかプロジェクター等々、後の話ですが、そういうものが画面に出れば、各議員が賛成したか反対したかというのは全て画面で簡単に表示できると思いますので、そういうことも含めて、あまり予算をかけずにできるということが可能性としてはあるだろうと思います。そういうことをまず探っていただければなと思います。

それと、自分で押したのが賛成か反対かというようなお話もありましたが、大きな会派の方は全て今まで多分同じイエスかノーかだったと思いますので、それほど心配は要らないのではないかなということも一言申し添えたいと思います。

座長

今の御意見は2つありました。2つ目は新たな意見ですけれども、予算との兼合いを見て、ほかのシステムと合同で考えるべきではないかという意見は既に出ています。それを踏まえた上で、提案者として赤星委員は、そのほかのものと一緒に協議するというのであれば、現時点でこの電子表決システムだけを導入するというのではなくてということによろしいですか。

赤星委員 はい。

座長 では、この電子表決システムについては、ただいま協議しましたけれども、全員が反対ということではなく、ほかのシステムの協議のときにまた改めて協議するということで、表決システム単独ではこの協議は前には進めないけれどもというふうなニュアンスで皆さん一致ということによろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、電子表決システムの導入については、今お話しさせていただいたとおりの内容として議長のほうに報告をさせていただきたいと思います。

続きまして、本会議でのプロジェクターの導入についてであります。

これについては、提案会派である会派光のほうから提案理由の説明をお願いします。

上野委員 まずは、プロジェクターの導入など、先ほどタブレット端末の話ですか表決システムの話でも少し出ていたとは思いますが、情報の見える化を図ることが1点。

それと、タブレット端末のことについては賛

成の方が、導入していくべきであるという方向性の一致を見たということで、今後もし導入していくのであれば、それを表示するようなものが確かに必要になってくると思います。あとは、ペーパーレスのことに關しても、今議場で資料を配るということは確かに可能ですが、今後ペーパーレスを進めていくということも含めて、これは可能性を考えていくべきではないかなというふうに考えています。先ほどの協議の中で、泉委員のほうから費用のことに關して、事前にちょっとお話しできなかったのですが、一応私のほうで調べさせていただいたところ、柏市のほうでは大型スクリーンの形で65インチのものを両サイドに導入されているそうです。これは議場システム、カメラ一連で導入をされたそうで、2,500万円程度の予算がかかっているということです。

千葉市の事例を挙げますと、プロジェクター自体は一すみません、ちょっと大きさを聞き忘れたのですが、移動式で100型というものを使っておられて、5年リースで月3万5,000円程度のものを2台導入しておられるということです。

導入された理由としては、2つともちょっと似たような形になるのですけれども、質問時

に内容を深めるために導入されているということです。

ただ、千葉市のほうは、議員席から見て左右のところに移動式のものをを用いているのですが、もしかしたら傍聴者の方からは少し見えにくいものになるかもしれませんというふうなお話を聞きました。

ちなみに、プロジェクターの使用頻度は、大体1定例会中に25人程度の議員が質問に立たれるときに、大体20人前後の方が使用されているというふうにお聞きしましたので、費用対効果という形でどこまで含めるのかということもありますが、かなり使用されているようであるということも申し添えておきます。

座長 今、表決の話がされましたけれども、目的は表決のことですか。

上野委員 表決も多分関連するのではないかなと思うのですがけれども、目的はやはり情報の見える化、市民の方に見やすい状況をつくっていくということが必要ではないかなというふうに考えています。

座長 どのような情報ですか。

上野委員 例えば一般質問などですと、やはり傍聴に来られる方は実際に資料を見られることは可能になると思うのですけれども、インターネットなどを見ておられる方たちにその画面を映し出すということを添えれば、こういった統計やデータを用いてその話をされているのかなどが、より一層見やすいのではないかなというふうに考えています。

座長 統計データということは、当局が示す統計データですか。

上野委員 当局以外が示しているデータも恐らく一般質問では皆さんは使われているのではないかなと思うのですけれども、その点に関しては議員の方が調べられた内容にもよると思いますので、ここでこれに限りますという言葉はちょっと避けさせていただきたいのですが。

座長 では想像して、質問の補助資料を映すものとしてということですか。

上野委員 質問の補助資料に関してもそうだと思いますし、インターネット上やケーブルテレビなどで見ておられる方に関しては、議場でこういった話が一資料の補助がメインになるかなと

いうふうに想定はしているのですけれども。

座長

そうですか。ちょっとよくわからないのですが、今十分な説明の機会を与えさせていただきましたので、そのような例ということですね。

では、赤星委員のほうは、モニターではなくプロジェクターのほうがいいなというふうに移行してきたので、これも提案理由の説明をされますか。

赤星委員

最初、大型モニターも必要かなと思ったのですが、大津市議会へ見に行きますと、大型モニターよりスクリーンのほうが予算的にもそんなにかからないということで、議長席の後ろに上からおりてくるものすごく大きなスクリーンがありまして、そこに質問する議員が補助資料を映したり、それから最後の表決のときに、議席順に全議員の名前がありまして、賛成の議員と反対の議員を白色と青色で表示させて、そういうことも映し出せるというものでした。

富山市議会の場合、私たちから見て右側に残り時間を示すモニターがありますけれども、そのほかにそうしたスクリーンがあればいろいろなことに使えるなと思いました。

それと、倉敷市議会にちょっと聞いてみたのですけれども、一問一答で質問していると、傍聴者の方から議員の顔が見えないことから、倉敷市議会では傍聴席に大きめのモニターが1つあるそうです。そこに議員の質問している姿などが映る、そういうふうに言っておられました。

それを私たちが必要とするかどうかは置いておいて、最初に提案をした大型モニターの目的というのは、今言ったように、資料を映したり、賛否状況を映したりしたらいいなと思ったものですから、それは大型スクリーンでできるなということで、協議事項3番はそちらと一緒にしていただきたいということです。

座長

お二人の意見は、協議事項5番のパネルと目的は同じようなものかもしれないですね。以上の提案を受けまして、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

泉委員

まず、先ほどから申しているように、目的一誰に見せたいのかが明白ではありません。つまり、ケーブルテレビをごらんになっている方々に見せたいものなのか、それとも当局側にも見せたいものなのか、傍聴席側に見せたいものなのか、あるいは質問していない議員

にも見せたいものなのか。だから、それを網羅するような方法があるのならば、そういう提案をしていただきたいと思いますし、今の提案では誰に見せたいのかわからないのです。インターネットで見ている人とかという話だから、基本的にはぶれてしまうと思うのですよ。ですから、きちんとした目的、誰に見せたいのかというところをまず明らかにしないことには議論が進まないのではないかと思うのです。

座長

今、泉委員のほうから、万能的な効用を言われてもちょっと焦点がぼけているというふうなところですね。お二人は、それを特段絞って説明することはありますか。

上野委員

この提案をまず一番最初にさせていただいたのがもう既に2年前ということで、ちょっと状況も変わっているかなと思うのですが、一番最初にこれを提案させていただいたときは、やはり大型のスクリーンで議長席の後ろのほうで提示するものということを想定して提案をさせていただいていました。そこにもし、仮の話ですけれども、補助資料も含めて何かを映し出せることがあれば、議場からも見えますし、もちろんほかの議員か

らも見えると思います。ですので、当局側に見せるということは想定はしていなかった状況で提案させていただいています。

泉委員

もう1点、今度は2つ目に移りますが、要は放映資料の中身の精査を誰がするのか、そういった提案も今のところ入っていません。つまり、何といたしますか、党派ごとのプロパガンダみたいなものも入れようと思えば入れられるわけですから、そういった資料を事前にどうするかという提案もそれでは必要になってきます。

ですから、単なる施設だけではなく、その放映する中身あるいは掲げる中身に関しても、どうするかという提案なしに、皆さんで考えて、さあやってくださいみたいな、隣のうちは4Kのカラーテレビを入れたからうちも入れたいというような議論になってしまいがちなので、その辺もきちんと、どんなふうにどんなものを提示するのかというところをまずお示しいただかないと、時間ばかりかかると思うので、もう一回それは精査していただきたいと、意見として申し述べておきます。

押田委員

今、大型モニターやプロジェクターという話になっていますけれども、それはきょうの協

議事項5番のパネル使用にもかかわる話ではないかなと思いつながらお話を聞いております。その上で、泉委員の話で、内容の精査という話がありました。内容の精査というものは、過去の議会改革の調査会の中でも話し合われてきたことがありますけれども、誰が一体どこで、これがセーフ、これがアウトとはっきりとしたことがまだできないという意見もあったと思います。泉委員と一緒に、そこはどのようにしてセーフ、アウトを決めるのかという、それが決まらない限り、なかなかモニターを入れても表決にしか使えないのかなと。そちらを継承するシステムがまだでき上がっていないのではないかなというふうに考えております。

あともう1点、例えば今、光さんのほうから、柏市のほうで65インチを2面入れて、その他もろもろ合わせて2,500万円、千葉市のほうでは100インチの移動型の5年間リースで月3万5,000円掛ける2ということですが、計算してみますと、5年間かかると420万円ぐらいなのですよ。

問題はこれを誰が動かしてどのように、そのソフト面、またランニングコスト—これは、多分議会事務局も人員を割かなければいけなくなってくると思うのですよ。そうするとや

っぱり1人、また2人と増員を求め、それは税金からの負担を求めるのかという議論も深めていかななくてはいけないかなというふうには思いますが、それを考えた上で、もう一度コストのことも考えた上で議論をしたらいかがでしょうか。

座長

今、押田委員のほうから、先ほどの議論と同じですけれども、予算が膨れ上がって、さらに膨れ上がるだろうと言う中で、目的をもう少し明確にしてほしいということですが、例えば上野委員、赤星委員の自分の経験を踏まえてこうなのだと、具体的に2年間が今過ぎていきますから。このときに大型モニターがあればどうだったとか、もしそういったものも含めてありませんか。

赤星委員

例えば、私は昨年、富山大空襲についての質問をしました。その中で、富山市が収蔵している富山大空襲の資料を見に行ったときに、こういうものがありましたというわけですが、それを写真でばっと映せれば一目瞭然で、このわずか12点しかなかったのですということがより伝わりますし、一方、同じ夜に空襲を受けた長岡市へ視察に行きました。戦災資料館というものをつくっておられます。

その写真も映せば一議会は言論の府で、聞いている人が言葉だけで想像力を働かせてくださるわけですけれども一そういった写真や何かがすぐに映せれば、なるほど、一目瞭然で、質問内容ややりとりも深まるのではないかと思います。思いながら質問していることもあります。

座長 そういったことに使いたいということですか。

上野委員 ちょっと似たような形にはなると思いますが、例えば駅前ですとか駅北ですとかの開発が進んでいく中で、ここのこういう位置にこういうものが今から建ちますよというような質問内容ですとか、図があれば本当に明確でわかりやすいようなものもありますし、想像力で補い切れないところもあると思いますので、市民の方もよりわかりやすいのかなというふうに考えています。

久保委員 やっぱり主語がよくわからなくて、当局の皆さんに御理解をいただくために写真やグラフを使いたいという話をされているのか、市民の皆さんに向けてわかりやすいものにしていきたいというふうに言っておられるのかで、私は全然内容が変わってくるのではないかなと思っています。

というのは、議会は、当局のチェックを
と。その上で、当局の皆さんには議員の主張
をしっかりと理解をしてもらう。当然ながら、
議会として、会派が分かるとほかの調査事
項はわかりませんから、ほかの会派が同じ議
会としてどのような調査をしているのか、ど
のようなことを主張しているのかというこ
とを知る上でこういった画像を使っていくとい
うことであれば、それは議会の本質であろ
うかなと思います。

ただ、それがまずあった上で、より市民の方
に見やすくしていこうというのが私はプラス
アルファの部分だと思っています。

ただ、このプラスアルファの市民というこ
ろで考えると、幾つか要素があって、1つは、
傍聴者という市民がいらっしゃって、もう1
つは、インターネット中継であったりケーブ
ルテレビでごらんになっている市民の方がい
らっしゃって、もう1つは、会議録を読んで
確認をされているという市民の方がいらっし
やるわけです。

そうすると、今のやり方では、プロジェクタ
ーに映したときに、国会中継のように、カメ
ラマンに適時いいタイミングでパネルを抜い
ていただいたり、画面を映していただくとい
うことは今のところではできませんから、イ

ンターネットやケーブルテレビを見ている方も、結局何を言っているのかよくわからないとか、あと、会議録で読んだときに何かさっぱり、今の状況では文字だけでは全くわからないと。この写真のとおりなんて言われても、会議録を見ている市民は何を言っているかわからないと。

それをベースに議論が進んでいくと、今まで会議録を読んでいて理解できた方もできなくなっていくのではないかなというようなところがあって、結局、もしも皆さんが、この提案者が市民へということであるならば、もっといろいろな方法と角度から検証していかないと目的は達成できないと。

ただ、私個人としては、まずは議会として行政のチェックを果たしていくというところに主眼を置いて議論していくべきではないかなと思っていますので、主語を少し明確にさせていただかないと、話が平行線というか、かみ合わないのではないかなというふうに思います。

木下委員

今、皆さんの御意見をお聞きして、それぞれの方がやっぱり重要なことを言っておられるなとは思いますが。確かに、主語をどちらにするのか、どういうふうに効果を狙っていくの

かということも本当に大事なことですし、予算の話もすごく大事なのですけれども、私は、最初、きょういただいたこの紙を見させていただいて、皆さんも言及されているのですが、私の感覚だと、協議事項の1番、2番、3番、5番、これがやっぱり情報の共有化というのですかね。結局、私の感覚では、当局と議会と市民、この3者の情報の共有化であり、タブレット端末もそうなのですけれども、議会のICT化に関連してくるなと思ったのです。予算をかけてそれぞれ一つ一つの項目だけを導入するというふうに考えてしまうと、確かに配線を敷設したり云々で価格が高つくかもしれないのですが、例えばタブレット端末を使ってネットで飛ばすとなると、そういう設備投資は要らない。だから、この場合、議会のICT化を富山市議会はどう進めていくのかという根本の議論、そういう部分がまずはあって、その上でどういう手段をとって、どのタイミングで、どれぐらいの予算を入れて、もちろんコストダウンできるならばしていくなど、それに誰に向けてとか、そういう議論があるのかなと感じているので、ばらばらで、もちろん今話されることも確かにそうなのですけれども、それと思想的なこともやっぱり加味したほうが、よりプラスの議論が

できるのかなというふうに感じています。

座長

木下委員のほうからは、最初の電子表決システムと同様で、全体的なことを考えた上での一つではないかというふうな意見も出ました。いかがですか。1番目に協議したものと同様の考えで進めるということについて、上野委員、赤星委員はいかがでしょう。

上野委員

私どももできるなら包括的にしていただければなと思いますので、そのような形でしていただければと思います。

赤星委員

私はセットだと思うのですが、その前に、誰のためということがありますよね。やっぱり市民の皆さんが主権者ですから、市民はプラスアルファではないと思うのですよ。議員が質問する場合、事前にももちろん当局とやりとりしています。こういうところを見に行ってきましたよ、富山市はこうですよと写真を見せたり資料を提供したりしながら、意見交換をした上で質問に臨んでいるわけなのです。

なおかつ、本会議場でそういったものを示しながら質問するということは、まずは市民の皆さんに、この議員は何を言いたいのだろう、

何を質問しているのだろうか、何が今、富山市で問題なのだろうかということをより理解していただきやすいようにするためです。議員同士もそうだと思います。ほかの議員が今何を問題にしているのだろうかとか。

例えば、何年か前に規模が大きくなっているある中学校を見に行きました。そうしたら、教室に転用するスペースがもう全然なくてぱんぱんだという問題を知りまして、質問をしたところ大反響があって、ところが、その地域にも議員さんが何人もいらっしやったわけで、議会でなぜ取り上げなかったのだろうかという問題がありました。議会で取り上げるということは、やっぱり問題を共有化する……

座長 赤星委員、すみません、今このモニターの問題と関係のない話が続いているように見受けられるのですけれども。

赤星委員 モニターを使って誰のために見せたいのかと先ほどからおっしゃいますから、そのことについて、一言一言以上になりますけれども一言いたかったもので。

座長 市民のためということを否定している発言は今まで一度も出ておりませんので、重ねてお

話があったという認識でよろしいですかね。

松尾委員

提案会派の言いたいことというか、なかなかこれだけでははっきりと結論を出せないというか、自分たちも全て議会のためでもあり、市民のためでもありという、それは両方とも正しいことなので。

その中で、これだけの提案ではなかなかやっぱり賛否がとれないという状況で、ただ言えることは、議会のICT化、これにもう一歩踏み出そうとしているというのは皆さん一致した意見であるし、その1つとして、今取りかかりといたしますか、タブレット端末を活用していこうという、ペーパーレスということももちろんありまして、そのタブレット端末を導入するかどうかというのはまだ結論は出ていないのですけれども、そういう方向の中で議論をして、そこから発展的なこと、いろいろなICT化のことが考えられるのだろうなというふうに自分は思っていました。

まずはタブレット端末の導入の議論をしっかりと進めていただいて結論を出して、そこから何ができるのかという一皆さんのやりたいこと、いろいろと正しい意見や、皆さんの思いというものは今出たとおりなので、そこで初めていろいろなそういった議論が発展的に

できるのではないかなというふうに自分の中ではちょっと印象としてあったものですから、ここで具体的な話に持っていくというのはちょっと無理があるのかなというふうに感じました。

座長

松尾委員の御提案の趣旨はよく理解できました。ただこれについては、提案会派の方から同様の意見が出ればそのように進めたいというふうに当初からお話ししているところなのですけれども、それを踏まえた上でも、提案があるので、今ここで議論をさせていただいております。

尾上委員

今の話と同じで、例えば今、協議事項の2番と3番について、赤星委員は大型プロジェクターがいいのではないかとということで、そっちに合わせますという話をされたのですが、今、技術が進歩しているので、多分プロジェクターもかなり見やすくはなってきていると思うのです。見やすさというところを取ると、まだまだモニターのほうがいいのではないかと、これだけを取って今しゃべったら、そういうようなことになってくると思います。やはり今皆さんが言われるように、議会のICT化も含めて、これからそうした中で、何

がベストのものなのかとか、今後どういうことに発展させていけばいいのかということをやはりトータル的に議論すべきではないかなと。これを、一つ一つとってみたら、本当に何というか、議論がしにくいというか。ただ、個別にできるものの中にはあるのかもしれませんが、先ほど冒頭に座長が言われたところが私もちょっとわかっていなかったのですけれども、やはりトータル的に議論するところはトータル的にしなければ議論にならないのではないかなというふうに思います。

久保委員

少し誤解がありそうだったのでお伝えしたいのですけれども、今、市民に見せるということに主眼を置くのだとしたら、例えばインターネット中継のときに別窓で、今開示している資料を映すようにしなければならないとか、例えば会議録を読まれる方にとっては、今は文字だけですけれども、それ以外に画像データを張って、印刷するときにはカラーでないとかわからないとかというようなことが出てきたりとか、傍聴者に対してどこまで配慮するのかということに鑑みれば、手段が全く変わってきて、予算も全く変わってくると。では、議会としてまずどこまでやるのかということ、とにかく市民へということであれ

ば、そういった配慮をしていくことになる、予算は膨大になってくるし、それが本当に市民ニーズと議会としてあるべき姿なのか、技術革新を待って、タブレット端末を導入してから順次そういった費用が下がってきたところで検討していこうという話なのか、今すぐこれをやりたいのだという話なのか、ここはやっぱり曖昧な部分があって、ただ私は、市民にわかりづらくてもいいのではないかと考えているわけではなくて、限られた予算と議会としての目的を考えたら、いろいろな形を見て、主語を明確にした上で手段を考えないと議論が平行線だということを言いたかったわけです。

座長 押田委員、別の意見はありますか。

押田委員 今言われた見せる、見せないというより、議員がなぜ質問に立つかという話からもう一遍考え直したほうがいいのかなというふうに思います。

我々が議場に出て質問するのは、質問というのは自分たちがある程度、全権委任ではございませんけれども、市民からの負託を受けて、あなたに当局のチェックをお願いしますよという形で質問する。いわゆる市民のために、

市民の負託に應えるために質問するのであって—その質問の内容というのは、当局であれば、当局に質問なのか市長に質問なのかわかりませんが—それらの相手にわかることがまず一番の質問の意義ではないかと。その上で、できるだけ市民の方がわかりやすくなることというのが出てくるのではないのでしょうか。見せることを中心に考えるのではなくて、質問がまず、当局からの答えを聞くことということが第一義だと思うのです。その上で、私どもではこういう質問をしましたということを地元に戻って市政報告を行ったり、ペーパーをつくってこういうふうなことでこういった答えが出ましたということをももちろん図入り、写真入りでお出ししたりして補完することもあります。少なくとも議会であれば、言葉で、今回の場合、質問であれば当局側にわかっていただく、そしてお答えをいただくという、そこがしっかりしていれば、もしかしたら資料というのは必要ないのかなというふうにも考えます。最後に、その上でもなおかつ資料が必要だということ、この紙がないと説明がつかないというようなことであれば、もう一回検討してもいいのかなと思います。

座長

わかりました。

今の押田委員の意見は、この協議内容そのものの本質についての意見ですけれども、それ以前に、ほかの多くの委員から、本質ではなくて、時代の大きな流れの渦中にあるので、今、個別の議論をするよりは、これはもうちょっと大きな視野に立って議論したほうがいいという意見が大勢であったのではないかなというふうに考えます。

一応、上野委員もそれに同意していただいて、赤星委員もそれに同意していただいたということによろしいですね。

協議事項1番と同じで、協議した上で採用せずというふうなことを決めたのではなく、大きな流れに従って、現状はまた将来に一括して検討するというふうな内容かと思いますが、それによろしいですかね。

大島委員

すみません、一言言わせてください。

私たちは富山市議会議員であって、地元はもちろんありますし、支持組織もあります。だけど、そこだけに限られているわけではなくて、例えば海のほうの議員がどういうことをやっていらっしゃるということは、山のほうの議員はなかなかわかりにくい。山のほうの議員がやっていることは、海のほうの議員は

なかなかわかりにくい。

では、モニターが1つあれば、ケーブルテレビの放映やインターネット中継の録画がきちんとありますから、一括質問のときは反対側ですし、登壇されるときは後ろに映してあれば、そこに全部スクリーンで出ますので、カメラの切りかえだけで全てうまくわかると思いますから、予算をかけずに、できるだけ多くの方にわかっていただくという方法を探すべきではないかなと思います。

それと、いつも予算のことになると、議会事務局の方の仕事はもちろん増えますが、職員をまた増員しなければいけないというふうに直結されるのは少しいかなものかなというふうに思います。ある程度限られた人員の中でやれることを、限られた予算の中でやるということに知恵を絞るのがこの議会のあり方ではないかなというふうに一言申し上げたいと思います。

座長 今の一言は、プロジェクターを導入すべきだというふうな意見ですか。

大島委員 そうです。

座長 導入すべきと。

大島委員 はい。

座長 時代の流れにかかわらず、単体で導入すべきというふうな賛同の意見が出たということです。
同様のお考えの方はいらっしゃいますか。これは総合的に考えるほうがいいのか、それとも、これだけでも導入すべきというふうに改めて今もう一度議論し直すか、いかがですか。

村石委員 基本的には、タブレット端末と関連するというよりも、プロジェクターか大型モニターを導入すると。協議事項1番の電子表決システムと関連して、基本的には尾上委員と同じで、どういう予算がどれぐらいかかるか、どちらがメリット、デメリットがあるかとか、そういうものも含めて導入する方向で検討をするというのが私の意見です。
要するに、あくまでタブレット端末……

座長 わかりやすく表現してください。

村石委員 一方で、タブレット端末と関連すべきだという主張もありますが、私は電子表決システムと、表示するのにプロジェクターがいいのか、大型モニターがいいのかを設置する方向で検

討したほうがいいのではないかという意見です。

座長 村石委員、大島委員は、今のこの状況でも予算を、最低このシステムだけでもとりあえず導入すべきというふうな意見をお持ちだということですか。
同様の意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

座長 2名ですね。
全体的な流れを見て総合的に判断すべきというふうに考えられる方はどれぐらいいらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

座長 それ以外の方ですね。全員そろいました。
そのようなお考えですので、この状況につきましては、このとおり議長のほうに報告をさせていただきたいというふうに思います。
続きまして、協議事項4番の親子傍聴室の設置についてであります。
これについては、日本共産党から提案理由の

説明をお願いいたします。

赤星委員

これを提案しましたのは2年前ですけれども、2年前というのは、それまでの大変閉鎖的だった富山市議会が大きく変わらなければいけないという時期でした。

そこで、これからは子育て中の若いお母さんやお父さんたちにも—それまであまり傍聴においでにならなかった方々ですけれども—ぜひ議会を見に来てほしいと、直接傍聴してほしいという思いから、その場合、小さいお子さん連れの方も、子どもが泣いたり騒いだりするのを気にせずに、議員が議場でどういう仕事をしているのかを見てもらいたいという思いから提案をいたしました。

その後、傍聴ロビーのモニターで議会中継を見ることができるようになりましたが、残念なことに、まだそういった小さいお子さん連れの方の傍聴というのはさほど多くない状況にあります。また、昨年ですか、この検討調査会で視察に行った、あれは下関市議会でしたかね。どこかの議会で傍聴席に一部そういうふうな部屋をつくっておられましたけれども、インターネット中継をやっているからあまり利用はありませんということもお聞きしたので、「今どうしても無理につくれ」とい

うことは今は言わないつもりです。

ただ、そういうものがあればよりいいかなと思います。皆さんの御意見を伺いたいと思います。

座長

御意見を伺う前に、親子傍聴室の設置については、提案会派の共産党さんのほうからは、この2年間の状況を見て、もしくはほかの議会を見た上で、とりあえずは現状でいいのではないかということですので、これを取り下げたいというふうな意向ではないかというふうに考えます。

そうではないと、これを議論したいと言われる方はいらっしゃいますか。

村石委員

共産党さんからの意見もわからないではないのですが、基本的には、ユニバーサルデザインということを見ると、全ての人に優しい思いやりのある施設をつくっていこうという考え方が行政の考え方として広まっています。これはバリアフリーとは少し異なっていて一緒のところもあるのですが、バリアフリーは高齢者や障害者のことを考えて施設を整備するということですが、このユニバーサルデザインは全ての人、だから母親と子どもでもいいし、そういう人が傍聴できるよう

にするという、そういう根本的な考えが必要ではないかと思っているので、私は設置するように検討したほうが良いと思います。

座長

ただいまそのような御意見がありました。提案者の赤星委員も当然その意見はもともと持っていて、それは変わらないのではないかと思います。

ほかの委員も、それは皆さん同様の意見ではないかと思うのです。いかがですか。同様の意見かどうか踏まえて、これを今議論すべきかどうか。村石委員以外は手を挙げなかったですけれども。

上野委員

親子傍聴室自体に否定的ではなく、もちろんさまざまな世代の方が見に来られる環境は私もつくるべきだというふうに思っています。ただ、確かに2年前と状況が変わって、実際に親子連れの方—たまにいらっしゃっていると思っているのですけれども、議場に来られると、例えば親子と—くくりにしたとしても、例えば乳児期なのか、それとも小・中学生なのかとか、いろいろと幅が広いと思いますので。ただ、親子傍聴室というのを考えたときに、やっぱり乳幼児、本当に小さいお子さんを持っておられる方は、静かにしなさいと言

ったって、急に静かにできるような年齢でない方を恐らく想定して提案されていると思います。そうした意味では、傍聴ロビーにモニターは確かにあるのですけれども、例えば授乳をするとか、例えば急におなかの調子が悪くておむつをかえなければならなくなった、モニターを離れなければならなくなったみたいなこともあると思いますので、やはり予算のこともありますのですぐにはここで明言はできませんけれども、将来的にそういったところに設置することも含めて、ここで結論を出すという形ではなく、長いスパンで考えていただければなというふうに思っています。

座長 今の状況を見てということの結論は当初のとおり、これは赤星委員も同じだと思うのです。今の状況を見て総合的に考えて、今は親子傍聴室はなくてもこなしているだろうというふうな認識に立っておられるということですね。

押田委員 今の富山市議会は、子ども連れの傍聴に本当に対応できていないのかどうかというのを皆さんにちょっと聞いてみたらいかがですかね。それはやり過ぎですかね。

座長 それを踏まえた上で、赤星委員は、完璧では

ないかもしれないけれども、今何とか対応できているのではないかというふうな提案をしているので、これは今どのレベルでということ議論したら提案者を置いて深い議論に入っていくので、それについては確認することはやめます。

久保委員

皆さんの意見はよくわかっていて、よく合理的配慮という言葉が最近使われますけれども、その合理的配慮の幅というのはどこまでかというのは、皆さんいろいろ試行錯誤されている中だと思っております。

例えば富山市議会としては、インターネット中継も始めましたし、ケーブルテレビでも放送を始めました。夜でも朝でも24時間映像を見ることができるようになってきて、一定程度、議場まで来られない方や、議場に来てでも、ちょっと不都合があるような方に対する配慮というのは、議会としてはこの4年の間にやってきているのだろうなというふうに思っております。

親子傍聴室が全く必要ないというわけではなくて、8階にできた傍聴ロビーのモニターの利用状況なども踏まえると、今、予算をかけてさらに親子傍聴室をつくるということに関しては、私としては合理的配慮を超えてしま

うのではないかと思います。

当然ながら、何かをやろうとしたときには、もう予算が限られていますから、何かを犠牲にしなければならないという、その視点をしっかりと持たないと、親子傍聴室をつくるためにどこかの予算は必ず削られるわけですから、私たちはそのどこまでが本当に議会として重要で費用をかけるべきなのかという視点をしっかりと持てば、今の時点で親子傍聴室のところに議論の時間を割いたり費用を割く状況ではないというふうに思います。

座長

今の久保委員の意見も赤星委員の意見に内包している部分であると思います。同調されている意見であると思います。

その中で、村石委員のほうからは、それでも今、現状つくるべきだというふうな意見、これはお一人だということによろしいですかね。では、その旨をこれも議長にそのように答申させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、協議事項5番に入ります。本会議におけるパネル等の使用についてであります。

資料につきまして、これは事前にお配りしております。

これにつきまして、提案会派であります社会民主党議員会のほうから、まず提案理由の説明をお願いいたします。

村石委員

パネルを使用する目的は、質問者の質問の内容が議員や市民に一当局も一部あるのですが一わかりやすくするというのが目的です。なぜかといいますと、多くのテレビ番組を見ても、パネルを利用して説明をし、そして、その説明に対するコメンテーターの発言もあらかじめ文字になっていたりして、コメンテーターはそれを補足するというようなことがもう一般的に広まっています。

ですから、議会においても、パネルを使用することによって、質問の内容を議員や当局あるいは市民の皆さんにわかりやすいようにするということが必要かと思えます。

それで、私は、個々の議員の質問を聞いていて、参考になることが本当にたくさんあります。その中で覚えていたこと、あるいは市民との会話で、それは本会議の一般質問で誰々さんが質問していたよというようなことを市民に伝えることもあります。ですから、各議員の質問をよりわかりやすく理解するためにも、パネルの使用が必要だと思えます。

内容についてはあくまで議員の質問に関する

内容のパネルに限るということなので、質問項目の中にあるものをパネルにするということを考えています。

座長 次に、日本共産党から提案理由の説明をお願いします。

赤星委員 先ほどからのプロジェクターの導入に関するところでも申し上げたとおりでして、今、村石委員がおっしゃったとおりでもあります。議員の質問の内容をよりわかりやすく、市民の皆さんや、また議員同士の問題認識の共有化を深めて、二元代表制ですから、議会対当局ということ、これは優先度が高いよとか、ああ、こんな問題があるのだと、よりわかりやすく議論を深める上で有効に活用できればと思います。

座長 お二人とも、要は質問をわかりやすく伝えるための手段として提案するということですね。では、皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

泉委員 確かに、事務局のほうからいただいた資料によると、割と全国で採用が多いと。60%超の市議会採用されているというところで、

むげに否定するわけではないのですが、まずは文書配付というところ、これはペーパーレス化にちょっと反する意見ですが、事務局に聞いたところ、自分たちの資料を配付できる。つまり議長に了承をいただければ配付ができると今までなっているのに、今のところ、それすらまだ一回も行われていないところで、いきなりパネルというところが僕はひっかかります。

つまり、パネルをやる、やらないにしろ、まずはその自分たちの質問をきちんと傍聴の方、あるいは同僚議員や他会派の議員、プラス、インターネットは言葉が出ていますからいいのでしょうか、そういったところにまず配付するという行為をもって、その後の話だと僕は考えますので、いきなりパネルというのは僕は単なるパフォーマンスにすぎないというふうに思っています。

基本的にはまず議長にその資料を配っていいかというプロセスを踏んでいただきたいと僕は思います。

座長 資料配付等、できることがあるので、それを先にしてはと。

赤星委員 一回もなかったわけではありません。私は随

分前に議長の許可を得て質問の資料を配付させていただいたことはございます。

誰が議長だったかというと、たしか島田 祐三議員が……

（「論点をずらしちゃだめですよ」と発言する者あり）

座長 泉議員はまだ2年目ですし、今は議員の顔ぶれも大きく変わっておりますので、ここ最近は見かけたことがないのは事実であるかとは思いますが。

ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

座長 では、きょうはまだ発言のない高田委員、何かございませんか。

高田委員 先ほど泉委員も言われたのですけれども、議長の許可を得てまず資料の配付ができるということがあるので、いきなりパネルを使ってということよりも、段階を踏んでということがまず1つ考えられます。

あと、見る人にわかりやすくという点で言えば、やはり先ほど久保委員も言われましてけ

れども、議場で質問するという行為は、先ほど赤星委員が二元代表制ということで行われたのですが、議員側と当局側とのやりとりをわかりやすくというのがメインにあると私は思っています。

百聞は一見にしかずではないですけども、ぱっと見てわかりやすいというところにばかり頼っていくようになると、やはり言葉の説明が足りなくなる部分があったり、それを会議録で残したときに、やっぱりそれではわからない。

あと、見てわかりやすいと言われますが、視覚障害者の人は見えないということや、いろいろなことを考えていかなければいけないと思うので、やはりまずは言葉できちんと説明を尽くすということ、そして、配付できるものをやりながら、それでもやっぱりどうしてもということが出てきたときに考えていけばいいのかなと思います。

そういう面而言えば、先ほどから出ているタブレット端末とかもありますけれども、ああいうものがもし採用されていくようになれば、そこでまた前進するようなことも出てくると思うので、今これを急いでやるという段階ではないのかなというふうに考えます。

座長

高田委員のほうから、これは事前配付の資料のデメリットにもありますが、わかりやすいということが目的の一部にあって、メリットでもあるのですけれども、わかりにくくなるというところなどが、デメリットとして4点ほど挙げられております。

これを踏まえて……、村石委員は首をかしげておられますが、何か御意見はありますか。

村石委員

高田委員の発言の中身の1点にだけ触れますけれども、結局、パネルを使うにしても、パネルの内容は当然言葉で補って同じようなことも言いますし、それに加えて言うわけですから、そういう意味では、そんなにデメリットにはならないのかなというぐあいに思っています。

久保委員

こういう議論をしていくときに大事なことは、赤星委員も言われていましたけれども、例えばこういう写真があったらわかりやすいよねとか、こういうグラフを皆さんとまず共有したら議論がわかりやすいのではなかろうかというようなことがあるのであれば、皆さんの議会のふだんの質問のときにまず資料を配っていただいて、私たちはその資料を見ながら皆さんの質問や当局の答弁を聞いて、ああ、

なるほど、こういうものがあれば市民の方にも見せたほうがいいのではなかろうかと。そうしたらわかりやすくなるのではなかろうかと思えます。

議会改革といっても、いろいろな主義主張のある会派がある中で合意形成を図っていくためには、そういう丁寧な実績を積みながら議論をしていくことが大事なのではないかなと。例えば今の時点では、パネルに何を書くかも皆さんの想像がばらばらであると思えますし、この質問のあり方ということ自体もばらばらで、もし本当にパネルや何かが必要だと言われる方は、ぜひこの6月定例会にそういったものを出して、今のルールの中で文書配付でやっていただいて、それで多く賛同を募っていくというような、そういったフローも踏んでいただくことが重要ではないかなと。

今なかなかイメージも一致しない中で、このパネルを、実際にこの場でどうするかということを決めていこうというのはやはり難しいのだらうなというふうに思いますので、個々がしっかりと、その提案に基づいて多くの合意形成を図れるような行動をこれからも、まずはやりながらこの議論も進めていただきたいなというふうに思います。

座長 最初、村石委員の提案の中には何を載せるかということがあったのですけれども、それでもやっぱりイメージがしにくかったり、統一できるかというおそれがあるというふうな御意見ですね。
ほかに御意見はありませんか。

大島委員 資料文書等を皆さんが配られると、その議員によってまちまちになると思いますし、膨大な資料を出されても、なかなか本会議の中で読めないで、パネルにしたらこういうふうなものを作成したいというようなものだけをぜひお配りいただきたいというふうに思います。何枚とかというものも規制しながら一度お話をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

座長 大島委員のほうから、まずはパネルを使った場合に、使うであろうパネルそのものを一度資料として配って、それが議会のわかりやすさにつながるものかどうかというのを判断したいという意見であります。
ほかに、御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長

これについては双方がわかりやすくするためということ、回答は同じところですが、それに相反する協議がなされておりますので、念のため、このパネル使用を現時点でしたほうがいいのか、それとも、使うであろうパネルの内容のものを、一度使いたいと思っている議員の方がそれぞれお配りして、内容をそういったものだというふうに習慣づけていくかということについて、これは全体的な皆さんの考えはどういった考えなのかということ、議長のほうに報告したいので、挙手でちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

今、大島委員、久保委員が言ったような形の状況で推移を見守るといいと思われる方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長

全員一致ですね。わかりました。

では、そのような方向で議長のほうに御報告をさせていただきたいと思えます。

次に、協議事項6番目、夜間・土日議会の開催についてであります。

これにつきましては、当初、公明党、日本共産党、日本維新の会の3会派から出されてお

りましたけれども、今、日本維新の会の方は当方の委員ではありません。

ですので、まず最初に公明党から提案理由の説明をお願いいたします。

松尾委員

先ほどからありますように、この提案に関しましては、2年前に提案をさせていただきました。そのころは、やっぱり閉ざされた議会から開かれた議会にということで、皆さん一致した思いでいろいろ議論もされていたときではないかというふうに思っております。

当然、平日の議会だけであれば、なかなかお仕事で来られない方がいらっしやると。であるならば、できる限り土曜日だとか日曜日だとか、そういった来やすい環境をつくっていくということも重要なのではないかと、努力する必要があるのではないかと、そういう思いでこのことを提案させていただいたわけです。

ただ、それからインターネットの中継が始まり、ケーブルテレビの放映が始まり、また議会報に関してもQRコードをつけるなどして、スマホでぱっと撮って聞けるというような状況で、いろいろな改革は、皆さんの思いは一緒だったと思うので、そういった意味で、いろいろな意味での改革を進めてきたというこ

とで、今は、2年前とはちょっと違う状況なものですから、そこら辺について、逆に皆様の御意見を聞かせていただきたいなというふうな現状であります。

座長 今、松尾委員のほうから説明のとおりの背景がありました。
続きますして、日本共産党から提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員 やはり松尾委員がおっしゃったように、閉ざされた議会から開かれた議会ということで、どなたも傍聴においでになれる時間帯または曜日に議会を開いて、ふだん来られない方にも来ていただきたいという思いから提案したものです。
これはお仕事をされている大人だけではなくて、中学生、高校生であったり、小学生であったり、そういう若い人にもぜひ来てほしいという思いもあります。
最近では、滑川市議会がやっておられるのをよくニュースで見えておまして、傍聴された人たちもまた来たいと。土曜日にやってくれてよかったという御意見もあったりするので、やはり一度やってみたらどうかと思います。

座長 赤星委員は今でもやってみたらどうかという
ことですか。

赤星委員 はい。

座長 これについて皆さんの御意見をお伺いしたい
と思います。いかがでしょうか。

大島委員 昔、旧大沢野町議会でも休日議会というのを
やられたのですが、やはりだんだん傍聴者も
少なくなってきた、なかなか継続できないと。
もしやられるのだったら、本当にずっと継続
できるような形にならないとなかなか支持は
受けません。それこそ本当にパフォーマンス
でやったのではないかというふうに言われか
ねないので、十分御検討いただきたいと思
います。

また、これについては職員の方々、それから
当局の方々も勤務時間以外になりますので、
その辺も含めて十分な検討をお願いしたい
と思います。結論的にはあまり賛成ではない
ということです。

村石委員 今ほど大島委員の言われたとおり、私も現段
階では慎重に判断をすべきだというような
ことです。メリット、デメリットについて慎重

に判断をしていくということで、現段階ではなかなか実施ということにはならないのではないかと考えています。

座長 提案会派の公明党さんも、同様の意見に近い形での提案をされております。赤星委員はそれでもやるべきだというふうな思いをお持ちだということの二通りの意見に分かれております。

それぞれの意見について、ほかに御意見ございませんか。

泉委員 私は要らないと思っています。なぜなら、今、働き方改革云々と言われている中で、職員の皆さんをいかにして過労から守ろうかというときに、土日に議会をまた開催するというのは本末転倒だと思っていますので、私は要らないと思います。

押田委員 私も要らないという意見で、理由は、富山は老人クラブの参加率も結構高く、また地域コミュニティでの地域行事が非常に多いところということで、土日もしくは夜間ということにそれだけの参加が見込めないだろうと個人的には判断しています。

それと、せっかく今ケーブルテレビの中継を

しておりますが、夜間にする場合、また土日
にする場合ということになってきますと、せ
っかくなじんできたケーブルテレビ中継の変
更を申し出る形になると思いますが、これは
大変な作業が起こると思います。そのことを
やってまで夜間もしくは休日議会議会をやるだけ
のメリットがないと判断しました。

木下委員

いろいろな意見があると思います。私も今考
えていて、根本の思想ですね。土日、夜間に
議会議会を開いたりするということの、その開か
れた議会議会に持っていきこうとする根本の思想は
すごくすばらしいもので、私もそれ自体には
大賛同なのですけれども、やはり時代の状況
等々もありますし、結局、当局の職員の方も
同席していただくという話になってくる。そ
の賃金の話とかいろいろな話もあるので、市
民のほうからそういうニーズが出るのか私は
わからないのですけれども、時代状況等を考
えながら、完全にやらないというふうに言い
切るのではなくて、どこかのタイミングで本
当にそういう機運が高まってくれば導入する
とか、そういったことを検討してもいいので
はないかなと思います。

ただ私は、今すぐにといい感じでも、ちょっ
とそこまですでもないのかなというふうに考え

ています。

座長

これについては現時点での協議で、こういった議論があったという話を報告させていただきたいと思います。

赤星委員、ほかの皆さんの意見では、マイナス面も含めた上で、土日議会を逆に前に進めるべきではないというような意見が多勢でないかなというふうに思いますが、それに対しての御意見や、意見を聞いた上で何かないですか。

赤星委員

皆さんがそういう御意見であれば、一人でも言っている話ではありませんので、やっぱり市民の皆さんから聞いてくれという声をもっと高まってくれば、また検討してほしいと思います。

座長

では、現状の感触で、議論した内容についてそのとおり議長のほうに報告をさせていただきたいと思います。

次が最後になりますが、協議事項7番目、議長・副議長の選挙、立候補者の所信表明演説の実施についてであります。

これも資料については事前にお配りしたとおりであります。

それでは、このことにつきまして、提案会派の日本共産党から提案理由の説明をお願いいたします。

赤星委員

この件につきましては、本年1月30日以降の間に、2度の議長選挙が行われまして、その際にも議会運営委員会のほうで、委員外議員として議長になろうと思う人の所信表明を行うべきだということを中心としてまいりました。

やはり、富山市議会の議長になってどういう議会を目指すのか、そのことを議長選挙の前に明らかにしていただいて、その上で議員が投票して議長を選ぶということはとても大事なことだと思います。市民の皆さんになぜその人が議長に選ばれたのかということを確認にお示しする上で、これからの時代において、どうしても必要なことだと思います。

ここに立候補者と書いてありますけれども、制度上は立候補制でないということは十分承知しております。一般的に見て立候補者ということはわかりやすいと思うので、このような言い方をしているのですけれども、実際上越市議会などでは、議会基本条例がありますから、その条例に基づいて、本会議中に、議長選挙に入る前に所信表明を行うというこ

とを本会議場でやっておられます。

そうした例もたくさんありますので、ぜひ今後はこれを制度化していただきたいというふうに思って提案しております。よろしく願いします。

座長

赤星委員のほうから提案理由の説明がありました。

それでは、各委員の御意見をお伺いしたいと思います。

木下委員

事前に事務局の方からお配りいただいた、議長・副議長選挙、立候補者の所信表明演説の導入についてという資料にもあるのですが、平成30年9月定例会で請願は不採択になりましたけれども、一応私も賛成討論に立たせていただいています。

平成31年2月5日の議運においても、私は賛成の立場でして、赤星委員のほうからも今お話がありましたけれども、やっぱり富山市議会の議長、副議長としていろいろとやっていこうという意志のある方が一体どのような考え方を持っておられるのかと。表立って市民からそういうところを聞きたいというふうには言われませんが、根本として、心の底ではそれを聞いてみたいのではないかと

など、私はやっぱり思っています。

その上で、そういう方がどういうふうにや
ていられるのかということも注目されたりす
るだろうし、逆に、所信表明することによっ
て、議長、副議長になる方は、言ったことを
達成しなければいけないというふうに自分に
課すと思うのです。自分を律することにもな
ると思うので、こういった宣誓するような場
所というのはすごくいいのではないかなと。
また議会のことも表に伝わってくるでしょう
し、ぜひできる形で導入していったらいいの
ではないかなというふうに考えています。

座長

今、木下委員の話がありました、今年の9
月の話をされたわけです。そのときに議論さ
れておりますが、それを踏まえた上での意見
がありました。

久保委員

まず、今、木下委員が言われた経緯につい
ては、議長になった人がどうしていきたいのか
ということは、議長就任の挨拶ということで
所信表明に近いことをされているので、そこ
に関しては、選ばれた議長がどういう議会を
目指すのかということをも市民に伝える機会が
まず1つあるということです。

市民に明確に示すためというような発言が赤

星委員のほうからありましたけれども、この議長という職は、なりたい人がなるものではなくて、議員の皆さんがなってほしい人についていただくというのがこの議長という職だと思っています。

では、なってほしいというのはどこから判断するかというと、ふだんの委員会での発言であったりとか、議員としての行動、言動、こういったものから総合的に私たちが、この人に議長になっていただければ議会運営を公平に進めていただけるのではないかと、より多くの議員の意見を吸い上げて議会運営を行っていただけるのではないかと、こういったところを判断して私たちは投票に向かうわけです。この一部分を切り取って、所信表明だけを例えば市民に伝えた場合に、私たちがどういう視点で投票しているのかというのは逆に伝わらなくなって、所信表明が上手な方がなぜ議長になれないのかというふうに思われる方も、もしかしたら出てくるかもしれない。

ただ、私たちは投票に至るまでは決して所信表明をもって決めているわけではないということは、私たち議員として有権者の方には伝えていかなければならないし、今の時点ではそういった誤解を与える可能性があるので必要がないと。

ただ、前回の議長選挙のときに、村石委員が所信表明を持って会派を回られました。あれは誰もとがめておりませんし、本人が思いのたけをつづったものを書いて持ってこられたので私も一読しました。

そういった形でも十分所信というものは伝わって私たちも投票の判断ができるという状況でありますので、今回、改めて議長選の立候補者が所信表明演説を、例えば本会議ないし公開の場でやるべきであるというような提案であれば、必要はないというふうに思います。

座長

久保委員のほうから、日ごろの活動そのものが投票活動、議長を選ぶ一つの要素になっているということと、村石委員が配られた資料というのは大変参考になったと。まずはそういった形がいいのではないかというふうな意見であります。

ほかに、御意見はありますか。

泉委員

事前配付の資料を僕も精査したのですが、地方自治法第118条が規定するものに関しては、今、久保委員がおっしゃったとおりなので、なりたい人がなるのではなくて、要は、その議会を、他会派をどうまとめていけるか、そういう人望のある方を選びましょうという、

何でしたか、事前にやるものは。

(「世話人会」と発言する者あり)

泉委員

世話人会ですね。すみません。世話人会があるということの趣旨をよく考えていただきたいのですが、要は、公職選挙法第86条等を皆さんは理解されているのか。僕はわからなかったから事務局に聞いたのですが、公職選挙法第86条等の規定が準用されないということは、要は基本的に誰でも立候補できる。仮に立候補された方が村石議員と舎川議員だったとする。ですが、公職選挙法のレベルに達していませんので、泉 英之と書いてもいいわけなのですよ。つまり、烏合の衆になる。つまり、議員が38人いれば38人が所信表明することも可能なわけで、こういったことに対して、会派が7つも8つもあることによって、各会派は1人会派であっても手を挙げて私になりたいということになれば、パフォーマンスの場でしかなくなるということも鑑みると、基本的には僕は賛成できません。つまり、それが自民党への反対論としてきちんとした連合体を組まれてやられたということは僕は評価するものなのですが、この公職選挙法第86条等の規定が準用されていない

ということは、これが烏合の衆になる可能性
がありますから、歯どめがないことから、そ
の辺も鑑みて、僕は反対です。

村石委員

私は所信表明が必要だと思っています。ただ、
泉委員や久保委員が言われるように、法律の
関係で立候補制をとれないということになっ
ているので、事務局の資料にあるように、議
長就任希望者が所信表明をすることができる
というような形にして、そして議員協議会の中
で公開で所信表明ができるという規定にし
たほうがいいと思います。

なぜそう言うかということ、議員は市民の代表
ですよね。市民の代表が集まる議会、その議
会の中から議長を1人選ぶ、副議長も選ぶ、
それはあくまで、もとをたどれば市民の代表
である。もちろん議会の議員38名の代表で
もありますけれども、そういう意味では、議
員に向かって、また市民に向かって、自分が
議長に就任したときにどのようにしていくの
かという所信表明をするということは自然な
ことだというぐあいに考えていますので、所
信表明をできる機会を導入してほしいという
ぐあいに思います。

押田委員

私は、先ほど、泉委員が言われたとおりだと

思います。

今の村石委員の発言に対してですけれども、できるようにするという形になっていきますと、先ほど、泉委員が言われた無尽蔵にパフォーマンスをできるということが払拭されるわけではありませんので、やはりそれに関しては反対です。

もし仮にこの話合いとか立候補して所信表明ができるようになるとするのであれば、何らかの人数であったりとか、推薦が必要であったりとか、そういう規定が必要なのではないかなとは思いますが、基本的には、乱立を防ぐためには、今あるとおり世話人会で意見をまとめて、指名推選をいただくという形が一番ベストなのではないでしょうか。

座長

基本的には反対だけれども制度的には立候補しなくても票を取ることができるので、表明をすることに対しての推薦人が最低でも必要だと。そういった条件をもって歯どめも必要だという意見ですね。

大島委員

地方自治法の原則というのは御存じのとおり、一人でも選挙をしたいというふうに言えば、これは指名推選できないので投票になるのは大原則でございます。

あと、パフォーマンスの場として、三十何名の方が所信表明をするなんていうのは、この会派を構成している以上それはあり得ない、代表者がやるという、最大でも7人か8人ぐらいではないかと思うのです。今回、私も投票しましたけれども、やはり投票の前に所信表明を、ぜひ当選後の表明と同じものを舎川議員にさせていただいたかったなということをつくづく考えておりますし、また、村石議員のほうから事前に、文書配付でしたけれども、所信表明を書いていただいて皆さんに配っていただいたことは非常に価値があるものではなかったかなというふうに思います。

指名推選で議長が決まるよりも、2回投票があったということは十分価値があったということで、制度化するというのは非常に難しいかもしれませんが、所信表明というのは非常に大切なものだというのは今回私も十分感じましたので、その辺を前向きに御検討いただきたいという思いは今もあります。

座長

今の大島委員のお話の中で、パフォーマンスはあり得ないということですが、先ほどの各反対意見の中には、同様に、一人会派の人間が選ばれることも基本的にはあり得ない中で所信表明されるのはパフォーマンスになるの

ではないかというふうな意見もあり、これは、両側を、表裏そのものを含んでいる内容ではないかなというふうに思います。

ほかに御意見はありますか。

赤星委員

村石議員が御自分の所信表明を文書にして全議員に配付されたことは、本当に私は敬意を表したいと思います。ただこれは、制度化されていませんから、任意のものとなってしまって、市民の方の目に触れる機会がありません。富山市議会の記録としても残りません。ですから、記録に残る公開の場—議会で、所信表明を行うことが一番大事だと思います。パフォーマンスとおっしゃいますけれども、何人かの議員が自分の思いを議場で語ることは非常に大切なことではないでしょうか。パフォーマンスとしても悪いものばかりではありません。

その中で、議長に当選した方にとっても、その後、別の議員のそういった意見や、やりたい方向もあったということ意識しながら、議会をまとめていく上でもプラスになるのではないかと、そういうことも思います。

座長

ほかに、御意見はありませんか。

久保委員

例えば公職選挙法であれば落選運動も認められるわけです。その候補者がうそをついてるとか、そういったことを発言してもそれは認められるわけです。この所信表明ですと、私が先ほど言ったように、例えば委員会での発言とか一これは誰かを指すわけではもちろんないので一全く自分の信念というものを強く思って他会派との歩み寄りができないとか、自分の思ったことを貫く、これも大事なことだと思うのです。

ただ、その方が所信表明の場で、公開の場で、市民の皆さんに自分はあらゆる会派の意見を吸い上げて合意形成を図っていきますよなどという発言をされたときに、議員の人たちは、ふだんの行動を見ていれば、いや、それは難しいのではなかろうかというふうに思って投票行動が起こるわけです。

ところが、市民の方は、そういう全ての議員活動を議会として一緒にやっている仲間ほどわからないわけですから、そこがやはり私は危険性をはらんでいるのではないかなというふうに思うのです。だからこそ、この所信表明をしていくことは私もいいと思っています。個々人が思いのたけを述べるのはいいのですけれども、前回の村石議員のように、非公式であっても、みずから公開の場で、必要があ

れば記者会見を開いてでも自分の所信を表明されるということは現状でできますので、これを今、議会としてルール化しようということに関しては、これはいろいろな角度から検証して、時期尚早というか、現状ではそぐわないというふうに会派としてもそういう意見で議論を重ねてきました。

座長

信頼関係ですね。その言葉を受けても、受け取る側がそれをパフォーマンスと受け取るというような強い姿勢が意見として出てきました。そうではないほうは、決してパフォーマンスではないという、お互いの立ち位置に対する信頼関係が、やはりこの2年の間にいろいろなこともあって、今、相当離れている結果、こういう議論をしているのではないかなと思います。

これについては、皆さん、ほかに御意見はありませんか。

議会改革検討調査会ではここまでの辛辣な発言が出るわけですから、話は平行線で、同じ話の内容になるのではないかと思いますので、現在の状況を、考え方についての部分を、採決ではなくて人数の構成について挙手で確認させていただきたいと思います。

この正副議長選挙における立候補者の所信表

明が現状必要だと思われる方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長

5名の方ですね。

現行どおりの制度、また村石議員が配られたような、ああいった自分の思いを各会派に配られるような方式で対応すべきと考える方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長

7名の方ですね。正副座長を除いて7名ということであります。

このことにつきましては、このような意見で分かれているということを議長のほうに答申させていただきたいというふうに思います。これで、本日の協議事項は全て終了いたしました。

本日の協議結果につきましては、私から議長に報告することといたしますので、御承知おきをお願いいたします。

次回の開催日程については、正・副座長で協議の上、改めて御案内したいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を

閉会いたします。

令和元年5月30日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 江 西 照 康

署名委員 上 野 蛍

署名委員 木 下 章 広